

自転車利用者の皆さま

自転車はルールを守って安全に利用しましょう！

ご存知  
ですか？

自転車事故は **約5分20秒に1件**  
発生しています！



※警察庁「平成27年の交通事故の発生状況」および「平成27年における交通死亡事故の特徴について」から作成

自転車が加害者  
となる事故が多発！

子ども(未成年)の加害事故、  
賠償責任は親に！

自転車側に**1億円近い**  
高額賠償を命じる判決も！

【高額賠償の例】  
賠償額

**9,521万円**

(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は意識が戻らない状態となった。

# 自転車安全利用五則を守って 事故防止に努めよう



「野球猫チータン」は  
サイクル安心保険のイメージキャラクターです。

©NIPPON ANIMATION CO., LTD.

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



NEWS

## 自転車運転者講習制度

一定の危険な違反行為をして3年以内に2回以上摘発された自転車運転者(悪質自転車運転者)は公安委員会の命令を受けてから3ヵ月以内の指定された期間内に講習を受けなければなりません。受講命令に従わなかった場合は5万円以下の罰金となります。

自転車による  
危険な  
違反行為

- 信号無視
- 酒酔い運転
- 指定場所一時不停止等
- 通行禁止違反

など



一般財団法人全日本交通安全協会

全日本交通安全協会

自転車会員

検索